

紹介手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、3ヶ月以内に本人の責により解雇、または自己都合退社の場合には、受け取った紹介手数料を以下の料率により返済致します。但し、雇用主の理由に起因する退職、雇用主の都合による解雇、もしくは採用決定者の死亡等不測の事態による場合には、返済の適用を除外致します。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 1ヶ月以内 | 100% |
| (2) 1ヶ月を超えて3ヶ月以内 | 50% |
| (3) 3ヶ月を超えての場合 | 返金なし |

但し、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。

株式会社ビジネスアシスト
有料職業紹介事業許可番号／35-ユ-300038